平成２８年（フ）第７４号
長崎県長崎市新戸町１丁目19番13号　蓑川アパート１棟２号
債務者　山野　あや
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
仙台市青葉区小田原８丁目３番17号
債務者　太田　秀明
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
仙台市青葉区小田原８丁目３番17号
債務者　太田奈津紀
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２８号
秋田市河辺和田字上中野419番地９
債務者　鎌田　翔伍
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６号
秋田市飯島川端２丁目２番39号
債務者　小沼　昭尚
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３号
秋田県由利本荘市石脇字田尻29番地　松涛団地64棟３号
債務者　小松　俊志
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１６号
秋田県大館市泉町１番30―２号、前住所秋田県大館市有浦３丁目２番10号、借入時住所秋田県大館市美園町18―18美園アパート１階
債務者　椿田　達樹
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１４号
福島県西白河郡矢吹町善郷内９番地　町住Ｂ―54
債務者　小林沙江子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
福島県双葉郡広野町大字上北迫字関山12番地関山寮Ｃ―203、住民票上の住所兵庫県加古郡播磨町本荘３丁目３番10―２号
債務者　中森　正勝
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第３９号
茨城県坂東市岩井4109番地３　富山アパート５号
債務者　清水　一郎
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第９２号
新潟市西区坂井東２丁目４番44号
債務者　大原　竹夫
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９３号
新潟市西区坂井東２丁目４番44号
債務者　大原美津子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６号
石川県七尾市万行町５部111番地18
債務者　山田　光秀
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第９５号
山梨県甲斐市岩森1804番地１
債務者　日向　裕美
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９６号
山梨県南巨摩郡身延町下山5664番地４
債務者　小暮あや子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
山梨県韮崎市穴山町236番地１　県営住宅韮崎団地３棟105号
債務者　眞中　初枝
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
山梨県甲府市善光寺３丁目14番15号　ハイツ寿203
債務者　泉　　勝二
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係